**商品自動車届出書**

令和　　　年　　　月　　　日

和歌山県知事　様

　下記自動車（軽自動車）を、商品として取得したので届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取　得　者 | 住所又は所在地 |  |
| 氏名または名称 |  |
| 連絡先（電話） |  | 許可証番号 |  |
| 商品自動車の内訳 | 登　録　番　号 | 新 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 旧 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 登録年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 展　示　場　所 | 営業所の名称 |  |
| 営業所の所在地 |  |
| 走　行　距　離 | Km |
| 車検証の記載事項 | 車　台　番　号 |  | 届 出 代 理 人 |
| 初度登録年月 |  | 氏名または名称 |
| 車名（通称名） |  |  |
| 型　　　　　式 |  | 連絡先(電話) |
| 類別区分番号 |  |  |
| 車検有効期限 | 令和　　　年　　　月　　　日 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課税標準基準額 | 千円 | 課　税標準額 | 千円 | 課税しない税　　　額 | 円 |
| 令和　　年　　月　　日　　移転・換出移転・使用者変更・一時抹消・その他（　　　　　　） |

添 付　古物営業許可証の写しを添えて提出して下さい。既に提出されている場合は省略できます。

　　ただし、住所等の異動がある場合は、訂正後の古物営業許可証の写しを提出してください。

注 意 事 項

１　平成３０年１０月２４日に古物営業法の一部が改正されたことに伴い、令和２年４月１日より主たる営業所等の所在地を管轄する警察署（生活安全刑事課・生活安全課）へ「主たる営業所等届出書」を提出済である必要があります。

２　商品自動車届出については、車の所有者及び使用者名義とも古物営業許可証の名義と同一の名義で登録されている場合に限ります。

３　自動車の走行距離は忘れずに、正確に記載してください。

４　展示される場所を変更された場合は、税務課分室まで連絡してください。

５　この車を使用される場合は、速やかに自動車税（環境性能割・種別割）申告書を提出してください。